

事務連絡  
令和2年3月2日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男

新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休校に伴う  
建設業法上の取扱いの明確化について

平素は本会の事業運営に当たりご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期にあり、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請する旨の発言がありました。

これを踏まえ、国土交通省では、建設業法上の取扱いについて明確化した旨通知がありましたので、貴会会員企業の皆様に対し、周知方よろしく願いいたします。

以 上